

市県民税・国民健康保険税等の申告受付を行います

3月15日(月)までの平日に、申告受付を行います。申告した内容は、市県民税、国民健康保険税などの算定に使われます。扶養、医療、幼稚園、公営住宅などの各種申請手続きに必要な「所得課税証明書」は、申告された内容を基に発行しています。収入の有無にかかわらず(家族の扶養親族になっている人も含む)、各種手続きをする人は申告を行ってください。

申告相談、受付の日程

①本庁管内

期間 2月5日(金)～3月15日(月)の平日

※9時～11時30分、13時～16時。

場所 中央保健福祉センター(すこやかプラザ)8階講堂

②支所・宇久行政センター管内

期間 2月2日(火)～3月15日(月)の平日

※9時30分～11時30分、13時～15時30分。

場所 下表のとおり

※町別の指定日は、本紙1月号折り込み「申告受付特集号」をご覧ください。

※期間前の受け付けや事前予約はできません。

支所・公民館などでの受付会場

受付日	受付会場	
2月 2日(火) 3日(水)	鹿町地区公民館(旧鹿町町文化会館)	
2月 4日(木) 5日(金)	小佐々支所	
2月 8日(月) ～10日(水)	江迎支所	
2月12日(金)	江上地区公民館	
2月15日(月)	三川内地区公民館	
2月15日(月) 16日(火)	黒島地区公民館 (15日)13時～16時 (16日)9時～12時、13時～14時	
2月16日(火)	高島漁業体験館※ 11時～12時、 13時～15時	宇久行政センター (16日)15時～16時 (17日・18日) 9時～11時30分、 13時～16時 (19日) 9時～11時30分
2月17日(水)	柚木地区公民館	
2月18日(木)	宮地区公民館※	
2月19日(金)	針尾地区公民館	

感染症対策にご協力をお願いします

会場での3密を避けるため、時間ごとに受付人数を制限するほか、検温や手指の消毒などの感染症対策を行います。ご理解とご協力をお願いします。



会場での感染症対策

- ・時間ごとの受付人数を制限します
(例)9時30分～10時 受付人数30人など
- ※受付で整理券を配布しますので、整理券に記載された指定時間に会場へお越しください。
- ※整理券を受け取るための早朝待機はご遠慮ください。
- ※待合席の数も制限します。
- ・受付前に検温を行います
- ・マスクの着用、手指の消毒をお願いします

受付日	受付会場
2月22日(月)	中里皆瀬地区公民館 文化ホール
2月24日(水) ～26日(金)	早岐地区公民館 (旧東部住民センター)
3月 1日(月) 2日(火)	世知原支所
3月 3日(水) ～5日(金)	相浦地区公民館
3月 8日(月) 9日(火)	吉井活性化センター(ソレイユ吉井)
3月10日(水)	広田地区公民館
3月11日(木) 12日(金)	日宇地区公民館
3月15日(月)	大野地区公民館

※高島地区と宮地区は、会場が昨年と異なりますのでご注意ください。

☎市県民税⇒市民税課 ☎24-1111、国民健康保険税⇒保険料課 ☎24-1111、確定申告⇒佐世保税務署 ☎22-2161

12月定例会市議会で可決等された主な議案

12月定例会市議会(11月27日～12月11日)で可決等された63議案の中から主な議案の概要をお知らせします。

主な条例・一般議案

- ・佐世保市コミュニティセンター条例制定の件
地域コミュニティの活性化や社会教育の推進に資し、住民主体の自治の実現に向けた取り組みを進めるため、公立公民館を廃止し、新たに地域拠点としてコミュニティセンターを設置するとともに、その管理に関し必要な事項を定めるもの

☎コミュニティ・協働推進課 ☎24-1111

補正予算

「新しい生活様式」を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策として実施するものや給与条例の一部改正に伴う職員の給与改定など、一般会計および特別会計6会計で補正を行いました。

一般会計補正予算の主な内容

- ①「新しい生活様式」を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策として実施するもの(情報化推進事業費など11件) 3億3910万円

- ②安定化支援段階/第2段階の事業終了に伴うもの(飲食店来店応援事業費など2件) △9409万円
- ③人件費補正(給与改定、人事異動など2件) △2億125万円
- ④国補助決定などに伴うもの(地方公共団体情報システム費など3件) 1億6421万円
- ⑤災害関連(し尿収集運搬費補助金など16件) 5億7688万円
- ⑥その他(後期高齢者医療事業特別会計繰出金など11件) △8億7154万円
- ⑦債務負担行為の追加(東京2020オリンピック等関係経費) 限度額1522万円

補正予算の内訳

会計	補正額	補正後の予算額
一般	△8669万円	1523億5287万円
特別	△1145万円	782億5596万円

☎財政課 ☎24-1111

4月から子ども発達センター親子交流部門(わいわい広場)が変わります

乳幼児を育てる家族のため、保育士が子育てをサポートする「子ども発達センター」の支援メニューと開館時間が4月から変わります。



新たな支援メニュー「わくわく」「もみじ」を追加

子育て中の親子が気軽に利用し、交流を深めていただくため、支援メニューの一部を見直し、「わくわく」「もみじ」を新たに追加します。

①わくわく

体操やふれあい遊び、絵本の読み聞かせなどを行います。
日程 平日11時30分～12時
対象 乳幼児の親子

②もみじ

寝返りをしない、お座りが不安定など運動面に心配のある子どもへの遊びの提供や情報交換を行います。
日程 第1・3木曜9時30分～11時
対象 1歳6カ月未満の子どもと保護者

③のびのび

親子遊びや育児相談などを1クール6回(3カ月)で行います。

日程 第2・4金曜9時30分～11時
対象 乳幼児の親子(要予約)

④ツインズちゃん

育児相談や情報交換、親子遊びを行います。

日程 第1・3金曜9時30分～11時

対象 双子以上の乳幼児親子(要予約)

※「ひまわり」「すみれ」「親子ふれあい遊び」は3月末まで実施します。

開館時間の変更

・月～金曜 9時～17時⇒9時～16時(水曜だけ17時まで)

・土曜 10時～16時⇒閉館します

・日曜 10時～16時(変更ありません)

※平日、日曜は祝日の場合も開館(10時～16時)します。

☎子ども発達センター ☎23-3945

4月から公立公民館が「コミュニティセンター」に変わります

4月1日(木)から本市の公立公民館(中央公民館と27地区公民館)がコミュニティセンターに変わります。コミュニティセンターは、地域の皆さんが気軽に交流したり、地域の問題を話し合ったりするなど、地域のコミュニケーションを取りやすくするための施設です。これまで実施していた社会教育活動に加え、地域の特性を生かした楽しいイベントや地域の勉強会など、幅広い世代が気軽に集まり、地域の皆さんと出会う、新たな地域の拠点施設としてスタートします。

施設利用の幅が広がり、ますます便利に！

少人数・個人で利用できます



これまでは規約のある団体だけが施設を利用できましたが、規約がなくても少人数・個人で利用できます。

※3人未満の場合、使用予定日の10日前から予約できます。

収益を伴う事業を実施できます



例えば、入場料を設定した地域の音楽会の開催など、これまで行えなかった施設内での収益活動が実施できます。

※収益の状況に応じて利用料金が異なります。

施設内で飲食できます



これまで施設内での飲食はできませんでしたが、各施設が決めた所定の場所での飲食が可能になり、ランチミーティングなども行えます。

※ごみは必ず持ち帰ってください。

社会教育の拠点として引き続き利用できます

サークル活動などは引き続きご利用いただけます。また、サマースクールや高齢者大学などの主催講座もこれまでどおり開催します。

施設の名称が変わります

施設の名称が次の例のとおり公民館からコミュニティセンターに変わります。



各施設の予約手続き

施設の予約手続きもこれまでどおり変更ありません。「公共施設予約サービス」で施設の利用状況を確認の上、申請書を各施設に提出してください。

申請期間 原則使用予定日の属する月の3カ月前の月の初日から使用予定日の10日前まで
※町内会や定期使用団体など、使用者によって申請開始時期が異なります。

申請方法 「使用許可申請書」を記入し、直接各施設に提出してください

料金区分 ①市内使用者の地域コミュニティの活性化・社会教育目的
②①以外の目的、市外使用者
※各部屋で料金が異なります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎コミュニティ・協働推進課 ☎24-1111 ☎社会教育課 ☎24-1111

申告受付会場でのマイナンバーカード申請や休日窓口のご利用を

申告受付会場でのマイナンバーカード申請

税の申告受付期間中、事前の写真準備が不要のWeb申請サポートを行います。どうぞご利用ください。

日時 2月8日(月)～3月15日(月)の平日

※全て10時～16時。

場所 佐世保合同庁舎1階ロビー

対象 本市に住民登録がある人

申請に必要なもの

・運転免許証などの本人確認書類、通知カード

※健康保険証や年金手帳など顔写真がない本人確認書類は2点以上必要です。

※本人確認書類は住所、氏名が最新のものがが必要です。

※15歳未満の子どもは親権者の同行と両者の書類がそれぞれ必要です。

マイナンバーカード申請・受け取り等のための休日窓口

平日に来庁できない人などのために休日窓口を設置します。当日は事前の写真準備が不要のWeb申請サポート

を行うほか、インターネットを利用した税申告^{イータックス}(e-Tax)等や証明書交付サービスに必要な「電子証明書」の更新手続きも行いますので、どうぞご利用ください。

日時 2月28日(日)9時～13時

場所 市役所1階 戸籍住民窓口課

内容 ①マイナンバーカード申請・受け取り

②電子証明書の更新手続き

対象 ①本市に住民登録があり、交付通知書の交付場所が「戸籍住民窓口課」となっている人

②「地方公共団体情報システム機構」から通知が届いている人

※①の交付場所が上記以外の方は、当日に本人確認と暗証番号設定等の手続きだけを行い、マイナンバーカードは後日郵送します。

※②の有効期限は発行して5回目の誕生日まで。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎戸籍住民窓口課 ☎24-1111

市税の納付は便利な「口座振替」や「キャッシュレス決済」のご利用を

納め忘れや納付誤りがない「口座振替」が便利です

市税の納付には安心で確実な「口座振替」をおすすめしています。一度手続きすると毎年継続となり、納め忘れや納付誤りがなく、とても便利です。どうぞご利用ください。「口座振替」では事前の申し込みで納期限の日に指定の口座から自動振替を行います。もし納期限の日に残高不足で振替できなかった場合、直後の21日(休日の場合は翌営業日)に再振替を行います。

【申し込み方法】

市内金融機関、郵便局、市役所納税課、保険料課、各支所、宇久行政センターにある申込用紙に必要事項を記入し、直接ご希望の金融機関へ提出してください。

※「納税通知書(納付書)」「預金通帳」「届出印」を持参していただくと、その場で手続きできます。

いつでも、どこでも利用できる「キャッシュレス決済」

昨年11月から開始しているクレジットカードやインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ「PayPay」^{ペイペイ}「LINE Pay」^{ラインペイ}での納付も大変便利です。



スマートフォンやタブレット端末があれば、いつでも、どこでもキャッシュレス決済ができますので、どうぞご利用ください。

※操作方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。

市税の納め忘れはありませんか

4月になると新しい年度の税金がかかるようになります。市税の納め忘れがある場合には、早めに納付をお願いします。納付に関する相談や口座振替など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎納税課(市県民税、固定資産税、軽自動車税) ☎24-1111

☎保険料課(国民健康保険税) ☎24-1111